

## 消防法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 共同防火管理制度及び共同防災管理制度の整備

一 高層建築物等で管理権原が分かれている防火対象物について、その管理権原を有する者は、一定の資格を有する者のうちから、当該防火対象物全体の防火管理業務を行う統括防火管理者を協議して定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物全体についての消防計画の作成、避難訓練の実施、当該防火対象物の廊下等の共用部分の管理等の防火管理業務を行わせるものとすること。（第八条の二第一項関係）

二 統括防火管理者は、当該防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を行う場合において必要があると認めるときは、各防火管理者に対し、必要な措置を講ずることを指示することができるものとすること。（第八条の二第二項関係）

三 防火管理者が作成する消防計画は、統括防火管理者が作成する防火対象物全体についての消防計画に適合するものでなければならないこと。（第八条の二第三項関係）

四 当該防火対象物の管理権原を有する者は、統括防火管理者を定めたときは、遅滞なく、所轄消防長又

は消防署長に届け出なければならないこと。 （第八条の二第四項関係）

五 消防長又は消防署長は、統括防火管理者が定められていないと認める場合には、当該防火対象物の管理権原を有する者に対し、統括防火管理者を定めるべきことを命ずることができること。 （第八条の二

#### 第五項関係）

六 消防長又は消防署長は、防火対象物全体について統括防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は当該防火対象物全体についての消防計画に従つて行われていないと認める場合には、当該防火対象物の管理権原を有する者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずることができること。 （

#### 第八条の二第六項関係）

七 高層建築物等のうち多数の者が出入する一定の大規模な防火対象物について、その管理権原を有する者は、一定の資格を有する者のうちから、当該防火対象物全体の防災管理業務を行う統括防災管理者を協議して定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物全体についての防災に係る消防計画の作成、避難訓練の実施等の防災管理業務を行わせるものとすること。この場合において、統括防災管理者に、統括防火管理者の行うべき業務を行わせなければならないものとすること。 （第三十六条関係）

八 その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第二 消防用機械器具等の違法な流通を防止するための措置の拡充

一 日本消防検定協会又は登録検定機関は、不正の手段によつて型式適合検定に合格した検定対象機械器具等の合格の決定を取り消すことができる。（第二十一条の八第二項関係）

二 検定に合格していない消防用機械器具等が市場に流通した場合に、総務大臣が販売業者等に対し、回収等を命ずることができること。（第二十一条の十三関係）

三 自主表示対象機械器具等の製造又は輸入を業とする者は、自主表示対象機械器具等が技術上の規格に適合しているかどうかについて検査を行うとともに、当該検査に係る記録を作成し、保存しなければならないこと。（第二十一条の十六の三第一項及び第三項関係）

四 技術上の規格に適合していない自主表示対象機械器具等が市場に流通した場合に、総務大臣が販売業者等に対し、回収等を命ずることができる。（第二十一条の十六の六関係）

五 その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第三 罰則に関する事項

検定に合格していない消防用機械器具等を市場に流通させた者等に対する罰則を引き上げるほか、総務大臣による回収等の命令に従わなかつた者に対する罰則を新たに設けるとともに、その法人に対して一億円以下の罰金刑を科することとする等、罰則の引き上げ及び新設並びに両罰規定の整備を行うこと。

#### (第九章関係)

### 第四 火災の調査に関する制度の整備

火災の原因調査のため必要があるときは、消防長又は消防署長は、火災の原因である疑いがある製品の製造業者又は輸入業者に対して、資料提出等を命ずることができることとする。 (第三十二条第一項関係)

### 第五 その他

一 「個別検定」を「型式適合検定」に名称を改めるとともに、その実施方法について総務省令で定めることとすること。(第二十一条の二第三項関係)

二 日本消防検定協会の業務に係る規定の明確化を図ること。(第二十一条の三十六第一項関係)

三 消防用機械器具等の検定を行う登録検定機関の登録要件のうち、試験設備の保有要件を緩和すること。

(第二十一条の四十六第一項関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 施行期日等

一 この法律は、平成二十五年四月一日から施行するものとすること。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行するものとすること。  
（附則第一条関係）

1 第六の二の一部 公布の日

2 第一 平成二十六年四月一日

二 所要の経過措置を設けるものとすること。  
（附則第二条から第七条まで）

第七 検討

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

こと。  
（附則第八条関係）